

## 令和2年度に向けた教育・保育施設の利用定員について

### 1 認可定員・利用定員の概要

#### (1) 認可定員(収容定員)

##### ① 定義

- ・ 施設(事業を含む。以下同じ。)の受入可能人数を示すもの。
- ・ 施設認可にあたっては、認可定員に応じた職員数や保育室面積等の基準を満たしていることが必要。

##### ② 認可主体

- ・ 設置者(事業者を含む。以下同じ。)の申請を受け、認可権者が認可する。

##### 【認可権者】

県：幼稚園

市：保育所、幼保連携型認定こども園、  
地域型保育事業

##### (参考)

- ・ 幼稚園型認定こども園＝幼稚園＋保育所機能
  - ・ 保育所型認定こども園＝保育所＋幼稚園機能
- ※ 30年度までは県に認定権限あり。  
※ 法改正により、今年度から中核市へ権限移譲。

#### (2) 利用定員

##### ① 定義

- ・ 施設の利用人数を示すもの。
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく給付費(※)を受けるには、利用定員に応じた職員数や保育室面積等の基準を満たしていることが必要。  
(※) 施設の運営費用。保育所の場合は委託費。

##### ② 設定主体

- ・ 市と設置者との協議により、市が設定する。
- ・ 子ども・子育て会議の意見聴取が必要。

##### ③ 運用

- ・ 利用定員の遵守が原則だが、需要の増大への対応(超過入所)は可能。
- ・ 設置者が受ける給付費の単価は、利用定員により決定。  
利用定員:少 = 子ども1人当りの単価:高  
利用定員:多 = 子ども1人当りの単価:低
- ・ 利用人数が恒常的に利用定員を超過している場合は、給付費が減算となる。

##### ④ 八戸市子ども・子育て支援事業計画(教育・保育の需給計画)における位置付け

- ・ 利用定員 = 事業計画における確保方策 = 需要に対する供給量

## 2 利用定員設定にあたっての市の考え方

- ・ 基本的には認可定員と同数とする。
- ・ 但し、幼稚園については、認可定員に対して利用人数が少ないと見込まれる場合は、利用状況を踏まえて設定する。

### (参考) 事業計画における教育・保育施設(事業)の提供区域

支給認定区分	年齢	状況	教育・保育施設(事業)	提供区域
1号認定	満3歳以上	教育を希望	幼稚園・認定こども園	市全域
2号認定	満3歳以上	保育が必要	保育所・認定こども園	4地区
3号認定	満3歳未満	保育が必要	保育所・認定こども園・地域型保育事業	

### 3 教育・保育施設(事業)数 及び 構成比

※ 各年度4月現在

子ども・子育て支援新制度施行

施設(事業)種類	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
幼稚園(私学助成)	16	17%	11	12%	7	8%	5	5%	4	4%	2	2%
幼稚園(新制度)	3	3%	5	5%	7	8%	8	9%	9	9%	11	11%
認定こども園	46	49%	52	57%	59	65%	63	67%	65	68%	66	67%
幼保連携型(本園)	34	37%	39	43%	44	48%	49	52%	51	53%	51	52%
(分園)	0	-	0	-	0	-	1	-	1	-	2	-
幼稚園型	1	1%	1	1%	2	2%	2	2%	2	2%	2	2%
保育所型	11	12%	12	13%	13	14%	12	13%	12	13%	13	13%
保育所(本園)	28	30%	23	25%	18	20%	18	19%	17	18%	17	17%
(分園)	3	-	3	-	1	-	1	-	1	-	1	-
小規模保育事業	0	-	0	-	0	-	0	-	1	1%	2	2%
<b>施設(事業)計</b>	<b>93</b>	<b>100%</b>	<b>91</b>	<b>100%</b>	<b>91</b>	<b>100%</b>	<b>94</b>	<b>100%</b>	<b>96</b>	<b>100%</b>	<b>98</b>	<b>100%</b>
うち新制度移行数	77	83%	80	88%	84	92%	89	95%	92	96%	96	98%

※ 構成比は小数点以下四捨五入のため、合計値が一致しない場合があります。

#### 4 利用定員の設定・変更内容

※ 施設等種類の表記

- ・幼保連携型 = 幼保連携型認定こども園
- ・幼稚園型 = 幼稚園型認定こども園
- ・保育所型 = 保育所型認定こども園
- ・小規模保育 = 小規模保育事業

##### (1) 新設

	開設時期	施設名	施設等種類	地区	利用定員					備考
					1号 認定	2号・3号認定			合計	
						2号	3号	計		
元年度	元年 6月 1日	幼保連携型認定こども園 小中野保育園分園	幼保連携型	東部	0	0	29	29	29	
	元年 8月 1日	高州保育園	保育所	北部	0	23	17	40	40	認可外保育施設から移行
2年度	2年 4月 1日 (予定)	(仮称)中居林ふたば園	小規模保育	東部	0	0	19	19	19	

##### (2) 新制度への移行・施設種類の変更

	移行・変更時期	施設名	施設等種類	地区	利用定員					備考
					1号 認定	2号・3号認定			合計	
						2号	3号	計		
元年度	元年 7月 1日	認定こども園七色のみち	保育所型	北部	10	27	23	50	60	保育所から移行、1号設定
2年度	2年 4月 1日 (予定)	八戸学院聖アンナ幼稚園	幼稚園	東部	75	0	0	0	75	新制度へ移行
		八戸学院第二しののめ幼稚園	幼稚園	東部	45	0	0	0	45	新制度へ移行

(3) 利用定員の変更

変更時期	施設名	施設等種類	地区	利用定員					備考	
				1号 認定	2号・3号認定		合計			
					2号	3号		計		
元年度	元年 5月 1日	認定こども園三島保育園	保育所型	東部	10	28	27	55	65	1号5人増、2号5人減
	元年 6月 1日	幼保連携型認定こども園 小中野保育園	幼保連携型	東部	15	72	28	100	115	2号12人増、3号12人減
	元年 7月 1日	幼保連携型認定こども園 ほうりん保育園	幼保連携型	東部	15	35	35	70	85	1号5人増
		旭ヶ丘こども園	幼保連携型	東部	15	68	32	100	115	3号10人増
2年度	2年 4月 1日 (予定)	まほろば幼稚園	幼稚園	西部	75	0	0	0	75	1号30人減
		みどり幼稚園	幼稚園	東部	60	0	0	0	60	1号15人減
		イメルダ幼稚園	幼稚園	東部	60	0	0	0	60	1号15人増
		認定こども園 みどりのかぜエデュカーレ	幼保連携型	西部	10	75	65	140	150	1号6人増
		八戸学院幼稚園	幼保連携型	東部	102	54	30	84	186	1号16人減、2号4人増、 3号12人増

## 5 利用定員の増減

【新制度に移行した認可施設(事業)】各年度4月現在

(人)

事業計画における 提供区域	① 令和元年度利用定員					② 令和2年度利用定員					②-① 増減				
	1号 認定	2号・3号認定			合計	1号 認定	2号・3号認定			合計	1号 認定	2号・3号認定			合計
		2号	3号	計			2号	3号	計			2号	3号	計	
A 北部地区 〔市川・下長・三八城地区〕		685	585	1,270		708	602	1,310		23	17	40			
B 西部地区 〔豊崎・上長・館・根城・ 長者地区〕		940	764	1,704		940	764	1,704		0	0	0			
C 東部地区 〔吹上・小中野・柏崎・湊・ 大館・白銀・鮫・南浜地区〕		1,521	1,282	2,803		1,532	1,340	2,872		11	58	69			
D 南部地区 〔是川・南郷地区〕		145	125	270		145	125	270		0	0	0			
<b>市全域</b>	<b>1,787</b>	<b>3,291</b>	<b>2,756</b>	<b>6,047</b>	<b>7,834</b>	<b>1,887</b>	<b>3,325</b>	<b>2,831</b>	<b>6,156</b>	<b>8,043</b>	<b>100</b>	<b>34</b>	<b>75</b>	<b>109</b>	<b>209</b>